

「東京都福祉のまちづくり条例」の見直しに向けた論点整理 ～これまでの専門部会での検討状況の整理と方向性の確認～

1 「東京都福祉のまちづくり条例」の見直しの方向性

すべての人が自由に行動し、安全で快適に楽しめるまちの実現

「暮らし」中心の視点をさらに拡大するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりが面的に整備され、子どもや外国人旅行者を含め、すべての人が不自由なく街歩きを楽しむことができる社会の実現を目指していく。

2 「東京都福祉のまちづくり条例」に関する主な課題

現在の条例に基づく「福祉のまちづくり」は、限られた人を対象とした取組と受けとめられ、すべての人が快適、安心、安全に行動できるための施策の展開が不十分である。

情報提供、住宅や既存施設など、十分な進展が見られない領域があり、今後の取組方策の検討が必要である。

都民、利用者の視点に立った施設整備やまちづくり計画の策定などが必ずしも十分とは言えない状況である。

施設整備に偏り、住民、地域社会が関わることでより円滑に行動できる環境をつくる事業展開が不十分である。

整備基準に基づいて施設の入口までの整備は行われているが、整備対象外の部分には障壁（バリア）が残り、施設の目的に沿った利用やそこでの就労を妨げている。

* 条文に沿って整理した検討課題の全体は、別紙「検討課題の整理」を参照。

3 課題に関する検討の柱

* 課題についての考え方を示すとともに、条例及び施策の案を示す。

A ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた対象及び取組の拡充

(1) 子ども、外国人等も含めたすべての人を対象としたまちづくりに向けた取組の拡大・充実

子ども、外国人等への対象の広がりを視野に入れたまちづくり
ベビーチェアやベビーベッド等、子育て設備の整備に加え、公園、遊び場
等、子どもの居場所についても整備を進める。

在日、来日の外国人が、不自由を感じることなく、生活、観光ができるまち
づくりを進める。

発達障害者や精神障害者等、障害の概念の広がりや色覚障害などの様々な障
害を想定した施策を推進する。

十分に進んでいない領域での取組

障害者、高齢者や外国人等、情報バリアを有する人、情報を得にくい状況に
ある人への情報提供の事業を展開する。

これらの領域について、都としてその取組のガイドラインを示し、区市町村
等を支援する。

(2) すべての人が不自由なく街歩きを楽しめるまちづくりに向けた取組の拡大・充 実

安全、安心に行動できるまちづくり

事故防止など安全面に配慮した施設整備や事故の原因を取り除くリスク管理
の視点を含んだ事業を進める。

すべての人が、自由、快適に行動できるまちづくり

観光客、外国人等がまちの中を自由に行動できるよう、必要な情報が入手で
きる仕組み、わかりやすいサインの設置などを進める。

災害等を視野に入れたまちづくり

災害に強い建築物、住宅などの整備や災害によるダメージの大きい要援護者
を支える避難場所やトイレなどの生活環境の整備を進める。

道路等の工事中も不自由なく移動できる空間の確保を行う。

今後のまちづくり条例・施策（案）

（まちづくり条例）

まちづくりの対象となる人の広がりを示す。

施設整備だけでなく、以下のような取組の推進も示す。

- * 情報バリアを有する人や情報を得にくい人への対応
- * 安全、安心に行動できるまちの整備
- * 観光客、外国人等にもわかりやすい情報提供、サインの設置
- * 災害時に備えた施設や災害時における生活環境の整備 等

（まちづくりの施策）

ユニバーサルデザインの考え方に立った整備の考え方や工夫、整備事例などを検討、整理したガイドライン・事例集等を作成する。

- * 多様な障害の状況に応じた整備
- * 情報提供の障壁（バリア）を無くす施策
- * わかりやすいサイン設置
- * 遊び場等、子どもの居場所の整備 等

東京都は、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村を支援する。

区市町村等の道路管理者に、工事中でも不自由なく移動できるような道路整備を求める。

B まちづくりに関わる多様な主体の参加、連携、協働の促進

（1）地域での支えあい、事業所・店舗でのサポートにより、すべての人が不自由なく行動できる環境づくり

住民や事業者が参加して、地域での支え合いを進める

学校における福祉教育の推進、地域住民の意識啓発を図る事業の展開を行う。事業者は、障害者・高齢者等への接遇などを社員、店員等が研修する機会を設ける。

事業者が、顧客に対する接遇、マナー等、社員研修を行うためのプログラム、また、区市町村が、住民、当事者にまちづくりへの参加を促す講習プログラムについて、東京都は、ガイドライン作成や講師の紹介、派遣などにより、事業者、区市町村の取組を支援する。

(2) 東京都、区市町村、事業者及び都民のそれぞれの責務の見直しと相互の連携、協働による効果的なまちづくりの推進

東京都の責務の見直し

区市町村等との役割分担を明確にした上で、区市町村、事業者、都民が行うまちづくりを支援するために、整備の考え方や取組内容に関するガイドライン等を作成する。

まちづくり推進計画の策定に加え、庁内各部局の取組にユニバーサルデザインの視点が盛り込まれるように努めるとともに、まちづくりに関わる施策、事業に関わる部局が連携、協働する取組を進める。

区市町村の責務の明記

まちづくりにおける区市町村の役割を明確に位置づけ、都は区市町村と連携、協働するとともに、その取組を支援する。

事業者の責務の見直し

施設の入口までの整備に加え、消費者、就労者の立場から施設を利用する目的を果たすことができるような整備を自らの責務として進める。

社員、店員等が、障害者、高齢者等への接遇、マナーなどの研修を受ける機会を設ける。

都民の責務の見直し

施設整備等のプロセスへの住民、利用者の参加、地域での支え合いがまちづくりをより有効なものとすることを認識し、参加、協力を積極的に行う。

相互の連携、協働

東京都、区市町村、事業者及び都民は相互に連携し、協力する取組を進める。

(3) 施設整備の各過程における住民、当事者の意見を反映する仕組みや評価の仕組みの検討

条例によるまちづくりの取組を評価する仕組み

施設整備のプロセスに住民、当事者の意見を反映させる仕組み

今後のまちづくり条例・施策（案）

（まちづくり条例）

まちづくりの推進に関する「東京都の責務」が後退することのない内容とする。

まちづくりを中心的に担う区市町村の位置づけを明確にする。

施設の入口までの整備に加え、消費者、就労者の立場から施設を利用する目的を果たすことができるような整備を「事業者の責務」として位置づける。

「事業者の責務」に社員等へのまちづくりに関わる研修を行うことを加える。

東京都、区市町村の取組に協力することを「事業者の責務」に加える。

住民や当事者の参加によるまちづくりの必要性を記載し、「都民の責務」としてまちづくりへの参加、地域での支え合いについて規定する。

事業者、行政、都民の協働によってまちづくりが一層進むことを記載し、その推進を図る旨を規定する。

住民、当事者の視点を入れたまちづくりに行政、事業者が取り組む必要があることを記載する。

（まちづくりの施策）

まちづくりに関わるシンポジウムなどの普及・啓発を行う。

住民、社員等に対する研修のガイドラインを検討し、区市町村等への支援を行う。

東京都は、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村を支援する。

都におけるまちづくり推進計画の策定や庁内の連携により、都の施策がユニバーサルデザインの視点から実施されるようにする。

施設整備の各過程における住民、当事者の意見を反映する仕組みや評価の仕組みを検討する。

C 利用者の視点に立った生活環境整備の充実・促進

(1) 目的に沿った施設利用を可能にする店舗等の内部及び障害者就労を促進するバックヤードまでの経路の整備促進

店舗等の施設内部を利用可能にする整備

店舗等が利用できるように、内部の整備を事業者の責務として位置づけ、取組を求める。

図書館や飲食店など、その目的が明確な施設の利用が可能になる施設整備を促進するために、整備方法についてのガイドラインを作成する。

施設のバックヤードまでの整備

障害者の就労支援の観点から、バックヤードまでの経路及び出入口を整備対象とする（届出義務は課さない）。

〈現在の条例〉

整備対象	対象施設	不特定多数が利用する部分を有する施設	
		一定規模以上	小規模
不特定多数が利用する部分 (廊下、階段、出入口などの整備対象項目)		適合努力義務 届出義務	適合努力義務
それ以外の部分 (スタッフルーム、厨房等のバックヤード及びバックヤードに至るまでの経路、出入口)		対象外	

(2) 住宅内部の整備を促進するための区市町村、事業者等への支援

戸建て住宅、共同住宅の内部の整備

個人住宅のバリアフリー化を促進するため、将来のバリアフリー化が容易な整備を行うことの普及、啓発を都民、事業者に向けて行う。

共同住宅について、追加の整備基準を設けるのではなく、整備事例を「施設整備マニュアル」等で紹介することにより、事業者が望ましい施設整備を行えるよう支援する形で整備促進を図る。

障害者、高齢者等の民間賃貸住宅への入居を可能にするため、都は、事業者に望ましい施設整備を促す施策を関係部局と連携して検討する。

(3) 施設整備の実効性を高めるための区市町村届出窓口等への支援

届出や適合証交付の際に各自治体が実施している工夫の事例紹介や効果的な取組手法の共有化の場を設ける。

整備基準の解釈や施設整備を行う事業者からの問い合わせに対する対応方法をQ & Aとしてまとめ、区市町村が活用できるようにする。

(4) 東京都福祉のまちづくり条例(以下「まちづくり条例」という。)と高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(以下「バリアフリー条例」という。)の関係整理やバリアフリー新法施行による整備基準の見直し

まちづくり条例とバリアフリー条例との関係整理

まちづくり条例の施設整備基準が「適合努力義務」であるのに対し、バリアフリー新法及びバリアフリー条例により規定されている建築物移動等円滑化基準は「建築確認事項」であり、基準適合義務が課されている。

まちづくり条例の施設整備基準は、バリアフリー条例が策定された時に建築確認事項として可能な限り盛り込むこととした。しかし、一部で両条例の基準を一本にすることができなかつた事項が残っており、現段階においても、まちづくり条例のすべての基準をバリアフリー条例の建築確認事項に加えることはむずかしい状況である。

一方で、まちづくり条例の整備基準の方がバリアフリー新法及びバリアフリー条例の基準を上回っている場合が少なくないことから、まちづくり条例の基準を廃止して両条例を一本化することは、基準のレベルを引き下げることになる。また「適合努力義務」に対する指導・助言の機会を設け、理解を得ながらバリアフリー化を推進するというこれまでの取組から後退することにもなる。

これらのことから、両条例の単なる一本化による整理を図るのではなく、まちづくり条例の「適合努力義務」という特性を活かしながら、新たな役割を担っていくような改正を行っていくことが求められる。

その上で、東京都は、両条例の役割と関係を事業者等にわかりやすくするような工夫を行っていく。

バリアフリー新法により、まちづくり条例を上回ることとなった基準項目の改定

上回ることになった部分(障害者用客室等)を取り込むための整備基準の改定を行う。

今後のまちづくり条例・施策（案）

（まちづくり条例）

店舗等施設内部の整備を「事業者の責務」とする。

バックヤードに至るまでの経路及び出入口を整備対象とする（届出義務は課さない）。

バックヤード内部の整備は、整備基準を設けるのではなく、就労に必要な条件を労使で話し合って必要な整備を行うなど「事業者の責務」として整備を求める。

住宅（戸建て住宅、共同住宅、民間賃貸住宅）について、住宅内部の整備を進めるために、都の施策の推進が必要であることを条文に記載する。

両条例の整備対象の範囲、整備基準及び取扱いの相違がある点について、調整の可否を検討する（バリアフリー新法も含む）。

（参考）整備項目等の追加は、規則改正で対応することになる。

バリアフリー新法及びバリアフリー条例がまちづくり条例を上回ることになった部分（障害者用客室等）を取り込むための整備基準の改定を行う。

（まちづくりの施策）

都は、利用施設の目的に即した整備方法を検討し、ガイドラインとして事業者等に示す。

住宅内部の整備事例を「施設整備マニュアル」等で紹介する。

住宅内部の整備について、基準を定めるのではなく、整備の必要性の普及啓発、バリアフリー化への助成・助言、公営住宅での整備の促進など、東京都として行える施策を、庁内の関係部署と連携しながら検討する。

区市町村窓口での指導、助言等について、届出や適合証交付の際に各自治体の実施している工夫の事例紹介や効果的な取組手法の共有化の場を設ける。

届出における実務上の取り扱いなど、事業者や区市町村の窓口が理解しやすい説明資料を作成する。

4 条例の名称について

これまで出されたキーワード

福祉のまちづくり/ユニバーサルデザイン/安全・安心

安全・安心については、公安委員会「安全・安心まちづくり条例」が制定されている。

(今後の検討の方向性)

バリアフリーは、障害者、高齢者等が社会参加する際に障壁(バリア)となりうる点を取り除くということである。この取組は、障害者の権利条約やA D A法(障害を持つアメリカ人法)のように、すべての人が平等に活動し、社会参加する条件を整備することを権利として保障するものとして進められてきたと考えられる。

一方、ユニバーサルデザインは、使用するすべての人に対し、できる限り使いやすい製品や環境をデザインすることである。まちづくりを進める上では、これからつくられる建築物等については、このユニバーサルデザインの考え方に立って設計され、つくられることが求められる。

大まかに言えば、バリアフリーは、既にできてしまったバリアの解消に取り組むことで、移動に困難のある者の活動に支障が生じないようにするものと考えられる。一方、ユニバーサルデザインは、開発、設計の当初段階から多様な人の存在を考慮に入れた取組を行うものと考えられる。

これからのまちづくりは「バリア(障壁)となるものを取り除いていく、いわゆる『福祉的配慮によるまちづくり』から、今後は、はじめから、『人』をまちづくりの中心に据え、それぞれの人の個性や生き方が尊重されるような社会環境としていく『多様な生き方が尊重されるまちづくり』へと転換を図っていく」(「福祉のまちづくりの新たな展開～ユニバーサルデザインの推進～中間のまとめ」(意見具申)から引用。)ものとして、ユニバーサルデザインをその基本的な理念として進められていく必要がある。

条例の名称については、推進協議会での審議を踏まえ、第7期に検討を行う。

5 まちづくり条例における言葉の定義等について

現在の条例でも、高齢者、障害者にとどまることなく、子どもや外国人など東京で生活し、東京を訪れるすべての人を対象としているが、現在の条例で使われている「高齢者、障害者等」では、すべての人を対象とするものの意図が明確には伝わらない。

一般都市施設（整備基準の適合努力義務を課す施設）を個別具体的に列挙されているが、その必要はないのではないか。

（今後の検討の方向性）

列挙することにより、逆に限定的になることは避ける必要があるので、表現を工夫する必要がある。第7期に検討を行う。